

令和6年度 対馬市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月29日（木）午後1時30分から午後2時09分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 第1会議室

3. 出席委員

・農業委員（12人）

1番 永留正司	2番 宮原安典	3番 小宮正至
4番 波田裕一郎	5番 杉原要	6番 春日亀優
7番 桐谷輝美	8番 阿比留なみ恵	9番 太田深雪
10番 永尾佐登志	11番 戸田耕助	13番 春日亀智恵子

・農地利用最適化推進委員（1名）

西山義典

4. 欠席委員（2人）

12番 松村英二

14番 岡村高史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

栗屋孝弘

農業委員会事務局局長補佐

小茂田聡

中対馬振興部地域振興課主任

平松馨

上対馬振興部地域振興課主事

縫田雄大

7. 会議の概要

議長

こんにちは。

ただ今より、令和6年度対馬市農業委員会第4回総会を開会いたします。

岡村会長及び松村英二委員から欠席の届出がっております。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は12名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

日程第1、議事録署名委員の指名について、私から指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、戸田 耕助委員及び、春日亀 優委員を指名します。

日程第2、会期についてお諮りします。

本総会の会期は、配布しております日程のとおり、本日、1日とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日1日といたします。

日程第3、会議書記の指名を行います。

本日の会議書記に、委員会事務局長及び局長補佐を指名します。

日程第4、議案第7号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。今回の申請は7件です。番号1から番号7までは、杉原委員が関係者であるため、議事参与制限により、杉原委員に退場を求めます。

(杉原委員退場)

それでは、番号1から7まで事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の1ページをお願いします。

議案第7号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇市〇〇区の〇〇さん所有の〇〇町〇〇の畑1筆、938平米、田1筆、201平米、合計面積1,139平米を、〇〇町〇〇の〇〇さんへ贈与により所有権を移転するものであります。なお、経営面積は1,283平米でございます。

番号2は、〇〇町〇〇の〇〇さん所有の〇〇町〇〇の畑1筆、719平米及び〇〇町〇〇の田2筆、2,508平米、合計3,227平米を、〇〇町〇〇の〇〇さんへ贈与により所有権を移転するものであります。なお、経営面積は5,970平米でございます。

議案書の2ページをお願いします。

番号3は、〇〇町〇〇の〇〇さん所有の同地区の畑1筆、446平米を、同地区の〇〇さんへ贈与により所有権を移転するものであります。経営面積は318平米でございます。

議案書の3ページをお願いします。

番号5は、〇〇町〇〇の〇〇さん所有の同地区の畑2筆、175平米を、同地区の〇〇さんへ贈与により所有権を移転するものであります。経営面積は175平米でございます。

番号6は、〇〇市〇〇区の〇〇さん所有の〇〇町〇〇の畑5筆、1,125平米を、〇〇町〇〇の〇〇氏へ売買により所有権を移転するものであります。経営面積は0平米でございます。

議案書の4ページをお願いします。

番号7は、〇〇町〇〇の〇〇さん所有の同地区の畑1筆、250平米を、同地区の〇〇さんへ売買により所有権を移転するものであります。経営面積は0平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、補足説明に入ります。番号1について地元委員の補足説明を求めます。

(9番太田深雪委員挙手) 9番

9番 太田深雪委員

番号1について説明します、8月22日に譲受人である〇〇氏と、市役所農林しいたけ課の洲河係長と私とで現地を確認しました。今回の申請は、譲渡人の〇〇氏から譲受人の〇〇氏へ、贈与により所有権を移転するものであります。申請地は〇〇町〇〇にある農地で、面積は合計で約11.4aの畑と田です。お二人は親戚関係にあり、譲渡人が現在〇〇市在住で、今後の農地の保全・管理が困難となったことから、譲受人にこれを贈与するため今回の申請があったものと考えられますので、今回の申請は問題無いと判断いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

次に、番号2について、地元委員の補足説明を求めます。

(18番西山義典推進委員挙手) 18番

18番 西山義典推進委員

番号2についてご説明します。8月26日に譲受人である〇〇氏と、農林しいたけ課の洲河係長と私とで現地を確認しました。今回の申請は譲渡人の〇〇氏から、譲受人の〇〇氏へ贈与により所有権を移転するものです。申請地は〇〇町〇〇と〇〇にある農地で、面積は合計で32.3aあり、現在耕作中の畑と田です。二人は親子関係にあり、今後譲受人において、農地の保全・管理は適切になされることを立会いの中で確認しましたので、今回の申請は何ら問題無いと判断いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

次に、番号3について、地元委員の補足説明を求めます。

(18番西山義典推進委員挙手) 18番

18番 西山義典推進委員

番号3についてご説明します。8月26日に譲受人である〇〇氏と、農林しいたけ課の洲河係長と私で現地を確認しました。今回の申請は、譲渡人の〇〇氏から、譲受人の〇〇氏へ贈与により所有権を移転するものです。申請地は、〇〇町〇〇にある農地で、面積は4.5aあり、現在耕作中の畑です。お二人は親戚関係にあり、今後譲受人において農地の保全・管理は適切になされることを立会い

の中で確認しましたので、今回の申請は問題無いと判断いたします。ご審議の程
よろしくをお願いします。

議 長

次に、番号5について、地元委員の補足説明を求めます。
(2番宮原安典委員挙手) 2番

2番 宮原安典委員

番号5についてご説明します。8月22日午前9時30分より、譲渡人である
〇〇さんと、上対馬振興部の縫田さんと私の3名で現地の確認をいたしました。
譲受人の〇〇さんは譲渡人〇〇さんの〇〇であり、家督相続的な贈与になります。
今回の申請地は、〇〇地区の民家の間にある農地で家庭菜園的な面積です。今ま
で同様に親子2夫婦で農地を管理していきたいとのことでした。農地管理につい
ては、適切になされるものと考えられますので、今回の申請は問題無いと判断い
たします。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長

次に、番号6について、地元委員の補足説明を求めます。
(2番宮原安典委員挙手) 2番

2番 宮原安典委員

番号6についてご説明します。8月26日夕方4時より、〇〇さん、上対馬振
興部の縫田さんと私の3名で現地の確認・説明を受けました。譲渡人の〇〇さん
は4～5年前より、代々続いた家計の家仕舞い・墓仕舞いをされ、〇〇のお寺の
檀家も脱退されており、現在は夫婦で〇〇市内に住んでおります。今回の畑の譲
渡については、譲受人の〇〇さんが住宅・宅地を含め、山林・畑と〇〇さんの殆
どの所有物件を譲り受ける状況です。〇〇については現在のところ活動実績はあ
りませんが、今後は果物と季節野菜を中心に作付けし、農地の管理をしていき
たいとのことでした。将来的には〇〇夫婦を呼び寄せて農地の管理をしていき
たいとのことでした。以上の様な経過をご理解いただき、今回の農地法第3条の許可申
請に対してご審議の程よろしくをお願いします。

議 長

次に、番号7について、地元委員の補足説明を求めます。
(2番宮原安典委員挙手) 2番

2番 宮原安典委員

番号7についてご説明します。8月26日午前9時より、譲受人である〇〇さ
んと、上対馬振興部の縫田さんと私の3名で現地の確認をいたしました。今回の
申請地は面積的にも、地区内の場所的にも家庭菜園向きかと思われます。今回の
申請は、譲渡人の〇〇さんから、譲受人の〇〇さんへ売買という案件です。譲渡
人の〇〇さんに至っては〇〇歳と高齢で農地の管理も厳しい状態になりつつあり
ます。譲り受けられる〇〇さんは現在も1箇所ではありますが、第三者の農地を
借りて季節野菜を作付けしており、できれば借りている農地を譲り受けたいと
の事で、農地の管理にあたっては別に問題は無いものと思われますし、今まで以上

に適切になされるものと考えられますので、今回の申請は問題無いと判断いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

4 番 波田裕一郎委員

〇〇は知っている限りで構いませんので、どの様な〇〇ですか？

2 番 宮原安典委員

〇〇の出身で今までは〇〇に住んでいましたが、〇〇とかそんな関係の〇〇を
〇〇していたそうで、その〇〇は〇〇たちに譲り、自分たちはIターンで〇〇に
来たということです。〇〇については今から始めるそうです。

4 番 波田裕一郎委員

うまくいけばいいですね。

議 長

他にありませんでしょうか？

1 8 番 西山義典推進委員

Uターン農業でなくて、新規農業と考えたら国の推奨の分で来たのではないで
すか？それと違います？地元の人じゃないのですね？

2 番 宮原安典委員

〇〇市内です。

1 8 番 西山義典推進委員

そしたら、国の推奨する地元で農業者を誘致しようとする関連の分ではないで
すか？それとは又違います？個人でただ対馬に来て農業をやりたいと？

2 番 宮原安典委員

奥さんが農業を始めたいという事で、色々な果物を植えたいそうで、第三者の
土地を借りたら果物は植えにくいから譲り受けるそうです。私が蕎麦を作ったら
どうですかという話をしたら、蕎麦なら畑は借りても大丈夫ですねと言われまし
た。果物なら畑に根付いてしまって返す時に面倒だからと言われていました。

1 8 番 西山義典推進委員

農廃業が多いから良いことじゃないですか。向こうから来て農業をするという
のは。今後の農家の発展の為には。

議 長

これから〇〇を立ち上げるという予定なのですね？

2 番 宮原安典委員

はい

議 長

他にございませんか

(無しの声あり) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

番号 1 について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員挙手です。

番号 1 は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、番号 2 について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。番号 2 は、原案のとおり許可することに決定しました。

番号 3 について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成です。

番号 3 は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、番号 5 について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。番号 5 は、原案のとおり許可することに決定しました。

番号 6 について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成です。

番号 6 は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、番号 7 について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。番号 7 は、原案のとおり許可することに決定しました。

杉原委員の入場を求めます。

(杉原委員着席)

杉原委員に申し上げます。議案第 7 号、番号 1 から番号 7 は原案のとおり許可することに決定しましたので、告知します。

次に番号 8 について事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

番号 8 は〇〇町〇〇の〇〇さん所有の〇〇町〇〇の畑 1 筆、4 2 6 平米を〇〇町〇〇の〇〇さんへ、売買により所有権を移転するものであります。なお、経営面積は 0 平米であります。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、次に番号 8 について地元委員の補足説明を求めます。

(4 番 波田裕一郎委員挙手) 4 番

4 番 波田裕一郎委員

番号 8 について、佐伯推進委員が欠席の為代わりに説明いたします。7 月 24 日に譲受人の〇〇氏と、中対馬振興部の平松主任と佐伯推進委員で現地を確認しました。今回の申請は、譲渡人の〇〇氏から、譲受人の〇〇氏へ売買により所有権を移転するものです。申請地は、〇〇町〇〇にある 4 a の畑で、現在休耕地となっておりますが、所有権移転後は譲受人である〇〇氏が、季節野菜の栽培を行うとのこと。今後農地の保全・管理は適切にされると思われますので、今回の申請は問題無いと判断いたします。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

4 番 波田裕一郎委員

代わりに読んだのですが、平松さんは同席されていたのですよね？

中対馬振興部平松主任

はい。

4 番 波田裕一郎委員

この〇〇さんは〇〇の〇〇ですか？

中対馬振興部平松主任

はい。

4 番 波田裕一郎委員

そうですね。この〇〇さんの土地って、〇〇の裏にある分ですよね？

中対馬振興部平松主任

はい、そうです。

4 番 波田裕一郎委員

そうですか良かった。あそこは土地が遊んでいましたよね。これ、野菜は何を植えるのですか？

中対馬振興部平松主任

季節野菜という事で、その時々野菜を植えたいそうです。

4 番 波田裕一郎委員

そうですか。ありがとうございました。

議 長

他に質疑はありませんか？

11番 戸田耕助委員

畑は〇〇で本人は〇〇でしょ？そしたら〇〇まで〇〇まで通って百姓をするのか、誰かに貸すとか？

中対馬振興部平松主任

両親が〇〇にいたので協力して耕作するそうです。

議 長

他に質疑はありませんか？

(無しの声あり) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

番号8について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成です。

番号8は、原案のとおり許可することに決定しました。

日程第5、「その他」の事項ですが、何かございますか。

10番 永尾佐登志委員

農地状況利用調査についてお尋ねします。台帳面積に載っている分でいいのですか？結局台帳には300平米しか載っていないが実際は1,500平米あったのです。今までは耕作をしてあったが、今年から耕作をしてないから調べに行ったところが、台帳と現地の田んぼの状況が大分違うので、どんなものかと。本人には確認はしていないのですが。

議 長

耕作放棄地を主に載せて、耕作している土地は載っていない場合がありますね？台帳に。主に休耕地の調査でそれに載っていると思うのですが、それで面積が変わっているのではないのでしょうか、後で増えた分なら違いますけど。

10番 永尾佐登志委員

あくまでも台帳どおりにした方が良くはないかと思っていますが、今年から作っていないので遊休農地で出そうかなと思っているのですが。

議 長

もし作って無い所がありましたら、新たに面積を増やしていただいて欲しい。

10番 永尾佐登志委員

他の集落なので詳細は分りかねるが、台帳どおりでやりたいと思う。

議 長

調査の方はそのままやっていただいて、新たに耕作放棄地としてなりそうなのが増えていれば、事務局に届けていただければと思います。

10番 永尾佐登志委員

去年まで作っていて、今年から耕作しよらんところは4・5件ある。今年してな

くても来年するかも知れない。去年も地区内に同じ事があり、自分の所を作らず他の人の所を作ったりしているので、出さない方がいいのではないかと思います。

農業委員会小茂田局長補佐

まだほんとの遊休農地というわけではないのですか？

10番 永尾佐登志委員

その都度字図から作って出さなければならぬので、様子を見ます。

議長

他に質疑はありませんか？

(無しの声あり)

無いようですので、本日の日程を終了したいと思います。

本日は提案されました議題を慎重にご審議いただきありがとうございました。閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

台風10号が進路を変えかなり接近しております。大きな被害が出ないことを願いたいと思います。今年は例年以上の猛暑となっておりますが、気象庁の長期予報によりますと、9月は数日の周期で天候が変わり、10月は前線の影響を受け晴天は少ないそうですが気温が高い状況は続くようです。また、新型コロナにつきましても、依然として感染者が後を絶ちません。熱中症予防と併せてコロナ予防にも努めていただき、健康に留意してお過ごし願いたいと思います。

以上をもちまして、対馬市農業委員会第4回総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。